

認定こども園たちばな 保護者会会則

- 第1条 本会は、認定こども園 たちばな保護者会と称し、事務所を園内に置く。
- 第2条 本会は、認定こども園 たちばなの園児の保護者をもって会員とする。
- 第3条 本会は、園児の保護育成ならびに保育の向上を計るものを目的とする。
- 第4条 本会に次の役員を置く。
会長1名、副会長1名、会計1名、監査1名。
尚、特定のクラスより保護者代表を4名以上立て、上記の役を交代で担うこともできる。
- 第5条 役員は、会員の選挙により決する。ただし会員の総意により、園長の指名によることもできる。
- 第6条 会長、副会長、会計、監査、は役員互選により決する。但し、役員総意により園長の指名によることもできる。
- 第7条 役員任期は、1か年とする。但し、再任をさまたげない。
役員は、任期満了の際も後任者を就任させるまで、その職務を行うこととし、補欠によるものは、前任者残任期間とする。
- 第8条 会長はこの会を代表し、すべての事業を執行し、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 第9条 会計は会長の命を受け経理を行いその年度の経理状況を総会に報告する。
但し、金銭出納帳事務は、園に委任することができる。
監査はその年度の会計状況を監査する。
- 第10条 総会及び役員会は会長が招集し、会議の議長となる。こども園職員は、会議に出席し意見を述べることができる。
- 第11条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってあてる。
会費は1ヶ月500円とし、2ヶ月毎(1,000円)納入するものとする。
納入月は4月から始まり、偶数月の10日までに納入するものとする。
会計年度は、毎年度4月1日に始まり、3月31日に終わる。
- 第12条 本会則は、令和4年4月1日より実施する。
- 付則1 この会則の改廃または、役員会においての立案は総会で決する。
- 付則2 慶弔規定は、別に定める。